

## ◇免許の区分と申請手数料（登録免許税）

宅地建物取引業の免許は、都道府県知事免許と国土交通大臣免許の2種類ございます。

**国土交通大臣の免許**…2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合（90,000円）

**都道府県知事免許**…1つの都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合（33,000円）

## ◇免許の有効期限

免許の有効期間は5年となっております。

有効期間の満了後も引き続き宅建業を営もうとする場合は、その有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に更新の免許手続きを行う必要があります。

当事務所では更新手続きのサポートを行っておりますので、お気軽にご相談ください。